

令和4年度第2回 石川県総合教育会議

日時：2023年1月20日（金）10:00～

場所：石川県行政庁舎 1109 会議室

1 開会

（渋谷総務部長） ただ今から、石川県総合教育会議を開会いたします。司会を務めます総務部長の澁谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、馳知事からご挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

（馳知事） おはようございます。第2回となりました。改めて、なぜ地教行法を改正して総合教育会議をつくったのかという原点に立ち戻りたいと思います。澁谷さん、地教行法を改正し、総合教育会議ができたのはいつからですか。

（澁谷総務部長） 平成27年4月です。

（馳知事） 平成27年4月1日。ということは、平成26年に、地教行法を改正するに至った社会問題がありました。事件が起きたのは平成23年ではありますが、何がありましたか？

（澁谷総務部長） 大津での中学生の。

（馳知事） そうなのです。大津市での中学校2年生のいじめ自殺事件がございました。そのときに残念ながら、第三者の調査委員会が設置されることになったとき、その前に教育委員会が行った調査と正反対の事実が出てきたときに、国民から「教育委員会は何をやっているのだ。ムラ社会ではないか。首長の役割は何だ」と大きな批判が出て、ではどうしましょうかとなったときに、法改正して教育委員長と教育長を一つにしていましょ、任期も3年にしていましょと。ただ、首長の権限は強くしてもこれまた駄目なので、総合教育会議の中で有識者の皆さんと共に教育の課題について議論し、必要なことは教育行政に反映されるようにいましょとということで、基本的には教育長が教育の自主自律を守ると。しかしながら、いじめの事案があまりにもムラ社会の閉鎖的な対応と第三者調査委員会の事実とであまりにも齟齬がひどかったので、こういう改正をせざるを得なかったということでありました。

今日はありがたいことに、「ふるさと教育について」「ひきこもり・不登校について」「ヤングケアラーについて」という三つの議題で議論を進めさせていただきます。協議の自主自律ということからも、教育内容について首長が主権を持って踏み込むことは控えたいと思っています。ただ、教育環境の整備については、合意を得た中でできるだけ現場の教職員や児童生徒、保護者、そして地域の皆さん方の参加の下に、より良い環境整備に取り組むと。それには首長としても積極的に参加していきたいと思っています。

今日は、委員の皆さま方にも、いろいろなご意見も開陳いただきながら、ちょうど今は来年度予算編成に入るところでもありますので、県政、またどちらかという義務教育段階の児童生徒への支援や教職員への支援が必要かと思っておりますが、県全体を見渡した上での環境整備に取り組みたいと思いますので、ご意見のほど、よろしくお願ひしたいと思います。長くなりましたが、どうぞ。

思い出した。そういえば G7 富山・金沢教育大臣会合が今年ございます。皆さん方の立場からも、この時代性において先進 7 カ国の教育に関する議論はどういう議論が必要なのかということも、今日の議題を踏まえて対応いただければと思います。

また、4月1日からこども家庭庁もスタートいたします。こども家庭庁の設置を議論する当初のメンバーに私も入っておりました。こども家庭庁の役割と、私たち地方公共団体や基礎自治体が具体的にどのように対応したらいいのかという議論もございまして、総合教育会議においてもこども家庭庁の在り方について、今後の行政としての、地域の教育力充実に向けてのご意見も頂ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(澁谷総務部長) それでは議事の方に移らせていただきます。本日の進め方ですが、先ほど知事からありましたように、三つのテーマを設けております。「ふるさと教育について」「ひきこもり・不登校について」「ヤングケアラーについて」でございます。そちらをお手元の資料にて現状等を説明しました後、意見交換の時間とさせていただきます。

今後ですが、お手元のマイクにオン・オフのスイッチがありますので、発言される方はオンを押してご発言いただき、発言が終わりましたらオフを押していただくようお願いいたします。

それでは事務局より、資料について説明させていただきます。

3 議事

(1) ふるさと教育について

(塩田教育次長) それでは、本県のふるさと教育について説明いたします。資料 1 の 1 ページをご覧ください。まず、ふるさと教育とはどういうものであるかということで、教育基本法には第 2 条に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と定められております。また本県の教育振興基本計画では、基本目標として「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」を掲げており、基本方針として、「いしかわの自然、歴史、伝統文化、産業に対する学びを通して、ふるさとの素晴らしさを理解し、ふるさとを愛する心や思う心を育む」教育を推進することとしております。

2 ページをご覧ください。次に「本県の取組について」です。小中学校におけるふるさと教育につきましても、表の左側にありますとおり、小学校の低学年・中学年・高学年、さらには中学校と、発達段階に応じて地域の題材を中心に学習しております。具体的には小学校の低学年では、主に生活科において地域の店や公園などを訪問・利用したり、地域で働く人々や地域の施設などを利用する方々などから話を聞いたりしています。中学年では、社会科において、地域の警察署、消防署、浄水場やごみ処理場などの施設を訪問して

います。また、高峰譲吉や鈴木大拙、室生犀星など、地域やわが国の発展に貢献した先人の業績を調べたりしています。高学年では同じく社会科において、歴史学習の中で地域に残る史跡や歴史的な資料を展示する資料館などを訪問することで地域の歴史を学んだり、公民の学習においては子ども議会、模擬投票、租税教室などを体験し、地域づくりについて学んでいます。

また中学校でも社会科における地理や公民の授業の中で、自然環境の保全、人口の増減、流通の変化など、自分の住むまちの課題を見だし、解決方法を考えることで、より良いまちづくりについて提案するような学習課題にも取り組んでおります。

さらに表の右側にありますとおり、「特別の教科 道徳」においても、道徳性を身に付けるとともに、伝統文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育成し、ふるさとへの素晴らしさを理解できるように学習を進めています。

こうしたさまざまな教科においてふるさと教育を行うために、表の下の「参考」にありますとおり、市町教委や県教委では授業を補完する独自教材を作成しており、例えば社会科の授業で活用するために金沢市では、小学校中学年・高学年の資料集として「のびゆく金沢」や「金沢ふるさと偉人館」を編集しております。こうした郷土に関する教材は全ての市町教委においてそれぞれ独自に作成しております。

一方、道徳の授業で活用する教材については、各委員の机の上にお配りしてあります「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」を県教委で作成し、石川県ならではの豊かな自然や風土、郷土の発展に尽くした先人、日々の暮らしの中に受け継がれている歴史や伝統文化などの題材を取り上げ、先人に対する尊敬の念や郷土を愛する心を育むこととしております。

例えばお手元にある中学年教材の、付箋を入れております教材の 65 ページをご覧ください。緑の付箋が入れていると思います。この「緑の大地」では、干ばつから台湾の人々を救った土木技師の八田與一を取り上げ、台湾の発展に尽くした與一の業績やその努力や生き方を学ぶことを通して、先人に対する尊敬の念や感謝の気持ちを深め、自分自身の社会をより良くしていこうとする心を育むこととしております。

小中学校につきましては、このように各市町教委や県教委において作成した独自教材を補完的に用いながら、石川の自然、歴史、伝統、文化、地域や産業に対する学びを通して、ふるさと石川を愛する心の育みに努めているところです。

資料にお戻りいただきまして、資料の 3 ページをご覧ください。高等学校におけるふるさと教育についてです。高等学校では小中学校のふるさと教育をより発展させ、わが国の歴史と文化に対する深い教養を前提に、個人や社会の多様性を尊重しつつ、地域の活性化に貢献できる資質・能力を育むことをねらいとして取り組んでいます。

初めに、総合的な探究の時間での主な取り組みについて説明します。

一つ目は、「地域の自然、歴史、文化、産業などについて調べることで課題を発見し、その解決方法を探る」というものです。具体的な学校の取り組みの例として、穴水高校の課題探究を紹介します。穴水高校では、町の魅力をより一層対外的に発信するため、地域の特色を生かし、町の特産品を使った缶詰の開発を考えました。生徒たちは牡蠣、椎茸の「のと 115」、能登の塩などの食材について調べ、缶詰開発の資金調達のためクラウドファンディングを行い、宣伝のためのポスターやチラシを制作し、本校独自の缶詰を完成させました。生徒の感想としましては、「生産者の声を聞き、特産物を身近に感じる事ができた」

「町外の人に町の魅力をもっと発信していきたい」などの声がありました。この缶詰は、2月に穴水町で開催される「雪中ジャンボかきまつり」で販売する予定です。

二つ目は、「外部人材を活用し、地域の伝統文化や産業についての学びを深め、チャレンジ精神やコミュニケーション力の大切さ、社会の多様性を尊重することの重要性を知る」という取り組みです。地域で活躍している方々の生きざまを知ることを通して、ふるさとへの理解や愛着を持つことだけでなく、社会で求められる力を理解し、時には社会の多様性やグローバルなものの方の見方の重要性を学ぶことにつながっていきます。

こうした取り組みに資することができるように、下の「参考」にありますように、県教委では独自の教材を作っております。そのうちの一つがお手元の石川版教科書「ふるさと石川」です。少し厚めのものになっております。この教材を使って、課題を発見する手がかりを得て、課題について調べ、解決する方法を考え、そして提案するという流れで学習を進めることで、ふるさとへの誇りや愛着を持ち、石川県の未来を切り開く力や積極的に社会に参画する態度を身に付けることを目指しています。

もう一つの教材は、これも皆さまのお手元にあります、「石川の企業人等インタビューDVD」です。このDVDには、県内の企業、スポーツ、文化、芸術分野で活躍した人物の生きざまや考え方が収められています。ここでDVDをご覧ください。EIZO 株式会社代表取締役社長、実盛祥隆さんです。どうぞご覧ください。

—DVD 開始—

(聞き手) What's a president's favorite word?

(実盛社長) フェアネスです。公平。公平と平等って違うのですよ。人間には平等な権利がありますよね。でも、仕事をよくする人と仕事をしない人と、同じ給料を払うと、これは公平ではないのですよ。日本でも県民性がありますよね。石川県の人の気質、富山県の人の気質。グローバルだともっとあるのですよ。それぞれ価値観も違うし、習慣も違うし、考え方も違う。そういう中で、自分はこうだからこうでないといけなはいえないですよね。まず相手の文化、価値観、習慣をリスペクトする、尊重する。それを踏まえて、だからコミュニケーションが重要なのです。きちんと議論する、お互い理解した上で新しいことに取り組むということですね。

—DVD 終了—

(塩田教育次長) このように、多くの方々から素敵なメッセージを届けていただいております。各高校では事前学習として企業調べなどを行った後、このDVDの中に収録されているインタビューを視聴し、その後生徒同士で意見交換などを行い、ふるさとへの理解や愛着を深めるとともに、チャレンジ精神やコミュニケーション力の大切さ、他を尊重する心を学んでおります。

次に資料の4ページをご覧ください。学校設定科目を通じたふるさと教育についてです。特に地域とのつながりの強い高校においては、ふるさと教育に関する学校独自の科目を設

定し、郷土の文化や産業への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇り、地域に貢献する態度の育成を図ることに取り組んでおります。下の表にありますように、ふるさと学や地域学を内容とする科目では例えば白山手取川ジオパークをテーマに課題探究を行ったり、郷土芸能に関する科目では和太鼓や山中節を取り扱ったり、石川の工芸に関する科目では、九谷焼、輪島塗、加賀水引などの伝統産業について学ぶなど、地域とのつながりを生かした教育活動を行っております。

今後とも石川の自然、歴史、伝統、文化、産業に対するさまざまな学びを通して、ふるさとを愛する心や思う心を育むとともに、他国を尊重し、世界と地域に貢献できる人材の育成に努めていきたいと考えております。以上で、本県のふるさと教育の説明を終わります。

(2) ひきこもり・不登校について

(小泉障害保健福祉課長) そうしましたら引き続きまして、ひきこもり・不登校についてご説明させていただきたいと思います。私は障害保健福祉課の小泉と申します。まずは私の方からひきこもりについてご説明させていただきたいと思います。お手元の資料 2、「ひきこもりについて」をご覧くださいと思います。

まず 1 ページ目、「ひきこもり支援について」です。現状ですけれども、いわゆるひきこもり状態にある方というのは、国調査によりますと全国で約 100 万人といわれております。ただ、都道府県別の数値は示されていないものですから、人口の規模から本県での数字を類推しますと約 1 万人と見込まれているところです。県では平成 21 年にひきこもり地域支援センターを設置し、ご本人やご家族からの相談に対応するとともに、ご自宅への個別訪問あるいは居場所づくりなど、ひきこもりの段階に応じた切れ目のない支援を実施して……。

(馳知事) ちょっとごめんなさい。ひきこもりの定義から話した？

(小泉障害保健福祉課長) いいえ。

(馳知事) 定義からお話してください。ひきこもりの定義、不登校の定義を政府はどう捉えているかということをお話してください。

(小泉障害保健福祉課長) ひきこもりの定義ですけれども、国の方からお示しされているものがございます。恐縮ですがそのまま読ませていただきますと、ひきこもりとは「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」で、他者と交わらない形での外出をしている場合も含んでおります。こういったものをいわゆる「ひきこもり」というふうにしております。不登校につきましてはまた、不登校のところでご説明させていただきたいと思います。

それでは資料に戻ります。こうしたひきこもりに対しまして県では平成 21 年にひきこ

もり地域支援センターを設置し、ご本人やご家族からの相談に対応するとともに、個別訪問や居場所づくりなど、段階に応じた切れ目のない支援を行ってきているところがございます。加えて、ひきこもり等の自立支援をうたう業者のうち悪質なものが最近出てきておりまして、いわゆる「引き出し屋」といわれるものがあります。こういったものに対しましても、警察、県の消費生活支援センターと連携し、対策を実施しているところでありませぬ。

新たな取り組みとしましては今年度から、ひきこもりに対する支援が県内全域に行き届くよう、昨年10月に、従来の金沢地区に加えまして能登地区、加賀地区にも新たなひきこもり支援拠点を開設したところでありませぬ。各拠点には市町、学校、民間団体などの官民の関係者からなる地域支援ネットワークを構築することとしておりませぬ。

今後の方向性としましては、地域支援ネットワークが中心となりまして、不登校を含むひきこもりの方の情報共有を図るとともに、個別相談や居場所づくりなど、個別の方々の実情に応じたきめ細やかな支援を実施することとしておりませぬ。また、ひきこもり状態にある方が児童生徒の場合には、学校や市町教育委員会と連携しながら支援を実施することとしておりませぬ。

次のページをお開きいただきます。相談・支援の流れになります。上段の帯にありますように、本人・家族等からの相談を受けまして、相談内容から支援方針を検討しまして、段階に応じた切れ目のない支援を行い、社会参加へつなげておりませぬ。中ほどにあります地域支援ネットワークの特徴としましては、県、市町、学校、民間団体等が把握したひきこもりの方の情報を集約しまして、個々のケースに応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づき関係者が役割を結集しましてトータルで支援することとしておりませぬ。

次のページ、3ページをご覧くださいと思います。先ほどご説明しました、新たに設置した拠点の概要であります。能登につきましては、能登ひきこもり地域支援センターと名付けまして、宝達志水町以北のエリアを対象として、穴水町の「相談支援事業所ピアサポート北のと」内に設置しました。加賀地区につきましては能美市以南のエリアを対象としており、加賀市の「くらし・しごと応援センターはるかぜ」の中に設置しました。両拠点とも民間の法人に運営を委託しておりまして、ひきこもり支援の経験がある精神保健福祉士の専門職が相談に対応しており、昨年10月3日より運用を開始しているところでありませぬ。

次のページ、4ページをご覧ください。ひきこもり地域支援ネットワークの概要になります。地域支援ネットワーク会議の開催については、先ほどご説明させていただきましたとおり、ひきこもりの方の情報共有を図り、学校、教育委員会、市町、民間団体と連携しながら、ひきこもりの方の支援に取り組むこととしておりませぬ。

また、相談窓口の明確化を行いました。19市町全ての市町にひきこもり相談担当者を配置していただき、相談担当者名簿を作成しました。関係者でこれを共有するとともに、ひきこもりの当事者や家族等が相談につながりやすくなるよう体制整備を図ったところでありませぬ。

次のページをご覧くださいと思います。昨年の10月から12月までの相談実績になります。新たに設置しました能登、加賀の相談件数は合わせて183件となっております。既存の金沢を含めると3拠点で328件と、前年同期は150件ですので倍増していること

になり、支援のニーズにお応えすることができたのではないかと考えているところであり
ます。

また、下の方にございます「現場の声」としまして、相談者の方々からは「テレビや新聞等で相談窓口が広く周知されたことで相談窓口が明確化され、相談しやすくなった」、また市町からは「新たな支援拠点の設置により、地域の市町や民間支援団体等との連携がスムーズになった」というご意見を頂いております。実際に支援をしている支援拠点の方からは、「不登校の中でも、学籍を離れる生徒や精神疾患が疑われる児童生徒など教育委員会だけではなかなか対応が難しい。そういった支援のため、市町教育委員会とのさらなる連携が必要なのではないか」といったご意見を頂いているところでもあります。

県としましては、引き続き支援拠点が中心となりまして、学校や市町、教育委員会、民間団体と連携しながら、不登校を含め、ひきこもりの方の自立に向けた支援をしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでもあります。私の方からの説明は以上で終わらせていただきます。

(金子教育次長) それでは引き続き、不登校の状況について説明させていただきます。まず定義ですが、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者」となっています。

それでは、資料の6ページをご覧ください。「1 不登校児童生徒数」についてであります。左のグラフ、県内公立の小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、令和3年度はグラフの右端上にあるように2935人で、5年前のH28の1536人と比較すると約2倍となっています。特に、青線で示された小学校において不登校児童生徒数が増加しており、その傾向は右のグラフ、全国と同様の状況です。また、資料にはありませんが、小学校では学年が上がるにつれて不登校が増加する傾向にあります。

不登校児童生徒が増加した背景ですが、文部科学省によれば、不登校児童生徒への支援の際は、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することの必要性を示した教育機会確保法の趣旨が教職員や保護者に浸透してきたことが考えられるほか、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や学校生活においてさまざまな制限がある中で交友関係を築くことが困難となるなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことが増加の背景にあるとしています。本県においても同様の側面があったのではないかと考えています。

7ページをご覧ください。「2 不登校の要因」について。左のグラフ、県内の公立小・中・高等学校で多いものとしては、「無気力・不安」「いじめを除く友人関係」「親子の関わり方」の項目が挙げられます。この要因についても、右のグラフ、全国の状況とほぼ同様の傾向となっています。

8ページをご覧ください。「3 不登校児童生徒に対する本県の取組」について。「(1)未然防止」についてです。まず学校では、教師と児童生徒との信頼関係および児童生徒相互のより良い人間関係づくりに取り組んでいます。具体的には、児童生徒に安心感を持たせられる学級経営、個々の児童生徒を大切にした「わかる授業」づくりや、お互いの人格を尊重する道徳教育、学校の教育活動全体を通じての規範意識の醸成や、他者の役に立って

いるという自己有用感の向上などを目指しています。また、学級担任が中心となり、日頃のきめ細かい観察や面談などを通して児童生徒一人一人の実態把握を行うことで、不登校傾向の児童生徒を早期に発見し、家庭と連携しながら未然防止に努めています。

次に「(2) 不登校児童生徒への対応」についてです。不登校の兆しが見られる児童生徒については、まず学級担任が中心となり電話連絡や家庭訪問を行い、早期解消に努めているほか、保健室などの別室に登校する児童生徒については、養護教員等が個々の児童生徒の状況に応じた対応を行っています。また、不登校の原因には家庭内で抱えている問題など学校だけでは解決しにくいことも多いことから、臨床心理士などのスクールカウンセラーを全ての小・中・高等学校に配置し、児童生徒一人一人の状況に応じた相談支援を行うとともに、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家をスクールソーシャルワーカーとして各学校の要請に応じて機動的に派遣するなど、福祉医療機関と連携しながら児童生徒や家庭に対する支援に取り組んでいます。

9 ページをご覧ください。学校現場以外の支援拠点である県内 18 カ所の教育支援センターでは、校長経験者など経験豊富な相談員が臨床心理士などと連携しながら児童生徒や保護者からの相談に応じるなど、学校復帰や社会自立に向けてきめ細かな支援に努めています。相談件数についても、5 年前と比較して約 1.2 倍に増加しています。

10 ページをご覧ください。「(3) 保護者同士の交流・フリースクールとの連携」についてです。不登校の問題は児童生徒のみならず、親の立場にとっても不安な状況に追い込まれがちになります。そこで、同じ悩みを抱える保護者の方々が日頃の悩みや不安を互いに話し合ったり、専門家からお話を伺ったりする機会を持つことで、心理的不安の緩和を図ることを目的に、学校に行けない子どもについて考える保護者の会を昨年度から開催しています。今年度も小松、金沢、七尾でそれぞれ 1 回ずつ開催しています。参加者からは、「同じ境遇の方と話ができてよかった」「スクールカウンセラーに自分の気持ちを聞いてもらい、心がとても軽くなった」などの声があり、好評を得ています。

また、フリースクールとの連携については、例年開催している教育支援センター連絡協議会にフリースクールの関係者にも加わっていただき、互いの情報を共有するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の在り方について意見交換を行っています。令和 3 年度時点で、不登校児童生徒が利用したフリースクールを含む民間施設が金沢市を含む五つの市や町に少なくとも 24 施設あったものと承知しております。今後ともより良い信頼関係が構築できる学校づくりを進めるとともに、外部の専門家を活用しながら、不登校児童生徒の早期発見・早期対応に取り組んでいきたいと考えております。以上で説明を終わります。

(3) ヤングケアラーについて

(山口少子化対策監) それでは次に、資料 3 をご覧ください。私は少子化対策監の山口と申します。よろしく願いいたします。

1 ページをお開きください。まず、ヤングケアラーというのはどういう概念かということについてご説明したいと思います。ヤングケアラーにつきましては現在法律上の定義はありません。一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的

に行っている児童生徒を指し、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子ども自身の権利を侵害されている可能性があるといったふうに指摘されているところでもあります。

スライドの1ページの例を用いてもう少し具体的に説明しますと、障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、あるいは家族に代わって幼いきょうだいの世話をしている、日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている、また家族を支えるために労働をして障害や病気のある家族を助けているといった例もあります。家族の介護などで子どもたちが大きな負担や責任を負い、人間関係をつくる大切な時期に友達と遊べない、勉強せねばならない時期に学べないといったことは、子どもたちの将来にも影響する大きな問題と捉えております。

(以下スライド併用)

#2

次のページをご覧ください。県では、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、また本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいといった特徴があることを踏まえまして、本県のヤングケアラーの傾向を把握することで、早期発見と適切な支援に向けた体制づくりを促進するため、今年度実態調査を実施したところであります。ここからは石川県ヤングケアラー実態調査の結果について説明いたします。

本調査は県内全ての小学6年生、中学2年生、高校2年生の約3万人を対象に、令和4年6月20日から7月20日までの間にアンケートを行いまして、全体として約4割の回答を得たところであります。

#3

次のスライドからは調査結果のポイントとなります。左の円グラフをご覧ください。世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生が8.0%（大体13人に1人）、中学2年生が5.0%（20人に1人）、高校2年生が3.2%（31人に1人）となっております。このことから、ヤングケアラーと思われる子どもは大体クラスに1~2名いるのではないかと考えられます。国調査の結果につきましては、朱書きで括弧内にお示ししておりますが、おおむね国と県の調査は同様の傾向を示しているところであります。

次に中央の棒グラフの方です。世話をしている家族の内訳は、3学年とも「兄弟・姉妹」が最も多いです。その理由としましては「幼いから」が最も多くなっております。「兄弟・姉妹」が多い点は国と同様の傾向ですが、本県では国調査と比較して「兄弟・姉妹」の割合が低く、逆に「父母」の割合が高い傾向があります。

次に右側の棒グラフの方ですが、世話をしているためにできないことにつきましては、3学年とも「特にない」が過半数となっておりますが、「自分の時間がとれない」「宿題など勉強する時間がない」といった回答も一定数見られます。こうした結果は国調査でも同様の結果となっております。

#4

続いてのページをお開きいただきまして、ヤングケアラーと自覚している子どもの割合とヤングケアラーの認知度についてであります。これは国調査と同様、自身を客観視することが難しい年齢であることを考慮しまして、小学6年生に対しては実施しておりません。

左側の円グラフです。青色の部分ですが、自身がヤングケアラーに当てはまると回答した子どもの割合は、中学2年生は1.6%、高校2年生は1.4%となっております。

右側の円グラフをご覧ください。緑色の部分ですが、ヤングケアラーについて「聞いたことはない」と回答した子どもの割合は、中学2年生は61.4%、高校2年生は49.4%となっております。令和2年度に実施しました国の調査では約8割が「聞いたことはない」と回答しておりまして、それよりは低い割合となっております。調査時点が国調査より2年遅いことが影響しているのかもしれませんが、結果として認知度は半数程度となっております。

#5

続いてのスライドをお開きください。世話の頻度や世話に費やす時間についてであります。左側の帯グラフです。世話をしている家族が「いる」と答えた子どもの世話の頻度は、対象の家族によって違いはありますが、3学年とも2~5割が青色の「ほぼ毎日」と回答しております。

右側の帯グラフをご覧ください。平日1日の世話に費やす時間は、3学年とも青色の「1時間程度」が最も多く、オレンジ色の「2時間程度」までで大体5~6割を占めている状態です。以上が、実態調査の結果のポイントとなります。

#6

次のページをお開きください。続いてのスライドでは、ヤングケアラー支援について説明いたします。本県のヤングケアラー支援の体制であります。まず令和4年度におきましては、支援体制づくりの最初の取り組みとしまして、教育委員会においては教員の研修を8月に行いました。また、健康福祉部では支援機関向けの研修を行いました。具体的には民生委員・児童委員に対して10月および11月に、それから障害の相談支援専門員に対して10月に、子ども家庭支援員に対して12月にそれぞれ実施しました。来月には地域包括支援センターおよび医療関係者に対する研修を予定しているところです。

支援体制については、絵にもありますように、緑色のところですが「見つけ・聞く」、ピンク色の「支援に繋ぐ」、紫色の「支援」と、3点で整理しております。ヤングケアラーの問題は、教育、福祉、地域など幅広い分野にまたがる問題でありまして、行政をはじめさまざまな関係機関が連携して見つけ、支援につなぐ取り組みが必要と考えております。

資料の左側、緑色の「見つけ・聞く」ですが、ヤングケアラーは家庭内の問題で潜在化しがちですので、まずは彼らを見つけることが重要です。この役割を主に教員やスクールカウンセラー、地域の民生委員・児童委員が担います。

資料の中央、ピンク色の「支援に繋ぐ」ですが、教員や民生委員・児童委員が掘り起こしたヤングケアラーは、ワンストップ窓口に集約されます。各市町に配置されております子ども家庭支援員が関係機関と調整して、右の公的支援につないでいく役割を担うこととなっております。子ども家庭支援員は現在19市町全てに配置されております。

市町の下の方に書いてあります児童相談所ですが、児童虐待を伴うケースなど、子ども家庭支援では対応できない重い事案について対応することとしております。

次、資料の右側になります。紫色の「支援」ですが、今ほど申し上げましたとおり、市町の子ども家庭支援員が、資料の箱の中にあります介護サービス、障害サービス、家事育児サービスといった公的サービスについて、ヤングケアラーのいる家庭でのサービス利用を調整します。それにより、家族の介護によって人間関係をつくる大切な時期に友達と遊べない、勉強しなければならないときに学べないなどの問題に取り組むこととしております。

次に資料の下段ですけれども、先ほど申し上げました調査結果から、全国と同様、ヤングケアラーと思われる子どもがクラスに1～2名いること、子どもが父母の世話をしている割合が全国より高いこと、ヤングケアラーの認知度が半数程度といった特徴が見られますことから、今後は当事者支援の強化、保護者支援の強化、普及啓発につきまして、本県の現状に即した実効性ある取り組みを検討してまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

(澁谷総務部長) それでは、ここからは意見交換の時間とさせていただきます。議事進行につきましては馳知事をお願いいたします。

4 意見交換

(馳知事) 残り時間が1時間15分ございますので、それぞれの課題についてのご意見、感想も含めて所感、または提言等を頂きたいと思えます。まず、ふるさと教育の在り方について、より進めていただきたいという観点と、また皆さま方がお感じの評価等も含めて、それぞれご意見を頂きたいと思えます。

それでは、全員に頂きますので、新屋さんからお願いいたします。

(新屋教育委員) ふるさと教育についてですが、以前は心の教育ということでやっていたと思えますけれども、教育基本法が改正されて、それから石川県の方でも取り組みが進んできて、先ほど紹介していただいたいろいろな独自教材を作られていまして、6～7年前ぐらいからしっかりとした取り組みが進められているのではないかと考えています。そして、社会科、生活科、道徳の時間といったところできちんとした取り組みがなされてきてかなり定着してきていますので、そういった方向で着実に進めていくことが大切だと思えます。

ただ、ふるさと教育と直接関係しないのですが、私が一番懸念に思っているのは、学習指導要領が変わるたびに、学校が担わなければいけない新しい課題、テーマが増えてきています。例えば、外国語教育やプログラミング教育、あるいは消費者教育、金融教育といった新たな課題がどんどん出てきて、あれもやらなければいけない、これもやらなければいけないということが出てきているのではないかと感じます。そうすると、学校のカリキュラムが非常にタイトになってきて、十分にいろいろなことをやっていく時間が大丈夫なのかということ最近感じています。以上です。

(馳知事) 眞鍋さん、お願いします。

(眞鍋教育委員) 私は最初に、ふるさと教育の「ふるさと」とは何かということを考えてみたときに、文化人類学者で地理学者の川喜田二郎さんが、「ふるさととは、子どもから大人になる途中で子どもながらに全力傾注で創造的行為を行い、それをいくつか達成した、そういう成功体験が累積した場所だから、ふるさとになったのだ」というふうに、『創造性とは何か』というご著書の中で書かれています。これを考えたときに、やはり創造的行為からいくつかの成功体験をする、その場所がふるさとだということを考えると、今取り入れられている総合的な探究の時間のような取り組みというのは、非常にふるさと教育につながるだろうと思っております。

そのときに、新屋さんがおっしゃったように、学校の先生の負担が、例えば外部の地域との調整など、いろいろなもので取られていくというのはあまりよろしくない。私は昨年度まで、金沢市内の中学校の学校運営協議会の委員をしております。そこでは地域学校協働本部と一体的に整備されて、活動推進員さんが非常にご活躍でした。そういうことを考えたときに、石川県のコミュニティスクール化ということをもう少し検討してはいかがかなと思っております。

データを個人的に調べてみましたが、学校運営協議会が導入されている割合は全国平均とさほど変わりませんが、地域学校協働本部を設置している学校種の全国平均が 54.7%に対して、石川県は 40.9%ということで全国平均よりも整備率が低いです。それから、本部の中に地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを配置していくわけですが、配置している自治体が全国平均 86.8%にもかかわらず、石川県は 60%しかなくて、五つの自治体しかないということです。

さらに言いますと、地域学校協働活動推進員というのは教育委員会が委嘱するわけですが、委嘱して配置されている自治体の割合が県内でわずか 5%しかないということです。実は制度的な枠組みがあるにもかかわらず、使われていないのではないかと思います。やはり地域学校協働活動推進員の役割がきちんとオーソライズされることによって、学校の中で先生方が頼みやすくなる、活用しやすくなる、先生が代わってもずっと地域との協働が続いていくことにもなりますので、ぜひコミュニティスクール化について全県を挙げて進めていただければいいのではないかと、ふるさと教育に関しては思っております。

(馳知事) 北野教育長、この制度ができたのはいつ頃？

(北野教育長) 担当の方がいないので、あれなんですけど。

(馳知事) 私に聞いてもらってもいいですよ。これは私が大臣のときに「馳プラン」で作ったのです。2016～2017年です。

(北野教育長) 前からいろいろな制度があったものを整理して、これが眞鍋委員からお話のあった地域学校協働本部になったりして、今のところ市町でも、今は率が低いという

お話がありましたが、だんだん上がってきているという状況になっています。

(馳知事) 実は市町なのですが、県としても様子見ではなくて、ちょっと背中を押してあげるようにしてあげたらいいのではないかなと。

(北野教育長) 国の方でもいろいろなお話がありますので、そういうことは市町にお伝えして、そういう効果もあったのではないかと思います。市町の方では少しずつ自治体の数も増えていきますし、実施率も上がっている状況だと思います。

(馳知事) 何か他人事みたいね。

(北野教育長) 知事がお話しになったとおり、市町のいろいろな考え方がありますので。ただ、眞鍋委員のお話にあったようなことはきちんと市町の方にはお伝えしていきたいと思えます。

(馳知事) 眞鍋さん、今の聞いてどう思う？

(眞鍋教育委員) では、少し耳の痛いデータかもしれませんが、地域学校協働本部の整備率が低いことはお伝えしましたが、整備率の2カ年変化というデータを見たところ、2020年7月1日の前回調査から石川県は全く増えていないというデータになっておりましたので、だんだん増えているというのはちょっと認識違いがあるようにも思われます。

(北野教育長) 調査の期間を具体的に把握していないのであれなのですが、今年度も増やしたところがあったと思えます。コミュニティスクールをやっているところは増えています。

(眞鍋教育委員) すみません。私が参考にしてているデータは、令和3年5月1日現在の調査結果である、令和3年度コミュニティスクールおよび地域学校協働活動実施状況調査の結果です。

(馳知事) どうぞ、名前を言ってからお答えください。

(金子教育次長) 教育次長の金子です。市町立の小中学校のコミュニティスクールの情勢について少しお話しさせてください。手元に資料を持ってこなかったのははっきりした数字は分からないのですが、学校運営協議会についてはほぼ設置されてきていると思えます。ただ、地域学校協働本部については、遅れているのは認識しております。その理由として、推進員、うまく取りまとめていく人がいるかないかというのが一つポイントになっています。うまくやっているところの例として、能美市さんは教育委員会が取りまとめ役、推進員をしっかりと任命してやっていますのでうまく回っていますが、そういう方がいるかないかによって、地域協働本部ができるかできないかというのがポイントとし

て一つあります。

それから、石川県は昔から学校と地域が結構密着してやってきております。そのために、コミュニティスクールはやっても、地域協働本部はなくても、保護者の方に「これ、ちょっと手伝って」とか、地域の方に「これ、何とかしてほしいのだけど」ということで、しっかり協力を得られているという一面もあります。そんなことから、コミュニティスクールの学校運営協議会の設置については進んでいるのですが、地域学校協働本部については少々遅れているという実態があると思っております。

(馳知事) 眞鍋さん、どうぞ。

(眞鍋教育委員) 元々、石川県のコミュニティはしっかりしているのではというのほどこでも聞きますけれども、この後出てきますように、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもたちを取り巻く状況は非常に複雑化・多様化しておりますので、これまでに倣ったやり方ではなくて、きちんとした制度的なものでオーソライズして予算を付けていくことが必要でしょうし、能美市さんが良い事例をお持ちであれば、その事例を他の市町にも、こういうふうにして推進員を見つけるといいですよということをぜひ知らせて広げていくように努めていただければと思います。

(馳知事) この課題については to be continued ということで、次長、私のところに実態も含めて一度報告に来てください。

(金子教育次長) はい。

(馳知事) 次、新家さん、お願いします。

(新家教育委員) 私も所属しています金沢経済同友会で1999年に、ふるさと教育は大切だということを提唱して、それ以降、行政が後に付いてきたという、そんな大それた言い方はしませんけれども、1999年ですからかなり昔から、大切さというのは経済界も訴えてきたのかなと思っています。その流れの中で金沢の町名復活等々もされていますので、私にとっては良い傾向だろうと思います。

ただ、私は今64歳で、もうすぐ65歳になるのですが、私は金沢の十一屋小学校を卒業していて、この資料の中には出ていませんが、天文学者の木村栄が卒業しているということを知りながら小学校のときから教えられていました。元々金沢は文化度の高い所ですから、知らず知らずのうちにふるさと教育のようなことはやってきたのかなと思っております。

そういうふるさと教育で何の成果を求めるかというのはなかなか難しいところで、逆に成果を求めるものでもないのかなというふうには思います。ただ、われわれとして期待するところというのは、私も東京の大学に行って地元に戻ってきたのですが、子どもたちが金沢で育って、金沢の高校を出て、東京なり大阪、他県の大学で勉強して、そしてまた金沢に戻ってきて地元の企業に就職してくれる。そういう基本のところに、頭の刷り込みみたいなどころでふるさと教育がされればありがたいなど。それが1点。

昨日ある会合で、新年会だったのですが、その冒頭が会員の方の謡で始まったのです。これは金沢だからそうなるので、そういう文化度を維持するというのが、ふるさと教育からふるさとの教養になって昇華して、金沢の文化のところで根付いてくれるとありがたいなと感じました。以上です。

(馳知事) 新家さん、何か芸ができることはありますか。

(新家教育委員) 何もないです。

(馳知事) 私は今、長唄のお稽古をしています、今度どこかで「寿」をご披露しようと思います。

(新家教育委員) お願いします。

(馳知事) 浅蔵さん、お願いします。

(浅蔵教育委員) 私も本職が一応、伝統工芸に携わっている者なので、ふるさと教育の中で、いろいろ九谷焼や伝統工芸に関するところに、教材ではなく実際に体験していただけるような態勢が整っているというか、そういうふうにしていただいているのはとてもありがたいことです。伝統工芸に関しては後継者がだんだん少なくなっているし、高校でも体験授業に行ったりすると、それがきっかけで例えば石川県の九谷焼研修所に進学を決めたという話をちらっと聞くと、すごくありがたいと思うので、そういうところにぜひ。

小学校に聞くと、授業の中で体験する時間が取れないという話もよく聞くので、先生方も大変かとは思いますが、こちらの団体もそういう講師派遣などの受け皿はしっかり用意しているのでぜひ活用していただいて、先ほど新家さんが言っておられたように、子どもたちが将来、県外なり海外なりが進学先や就職先となったときに、地元にはこういうものがあると堂々と行ってもらえるような、そういう教養を持った子どもたちがどんどん行って石川県を宣伝してほしいと思っているので、ぜひ予算を付けて活用していただきたいと思います。

(馳知事) 子ども文化体験事業というのは、文化庁も結構予算を付けて、わが県も獲得していると思いますが、担当しているのは教育委員会のどこ？ 文化スポーツ部かな。

(金子教育次長) 生涯学習課だと思っているのですが。

(馳知事) 生涯学習課の方でやっているの？ 推移はどう？ 生涯学習課長はいる？

(金子教育次長) すみません、この場に生涯学習課は来ておりません。

(馳知事) 後で私の部屋に来るように言ってください。浅蔵さんがおっしゃったのは、

地道な取り組みではありますが、工芸王国として全県で、輪島もそうですし、能美、小松、山中、金沢等、そういった工芸に関わる方が多い地域においてはより一層取り組んでいたらいと思うのですが、そういったことに積極的に関わって取り組もうということは、業界とっていいのか分かりませんが、作家さんたちの団体ではご意見というのはございますか。

(浅蔵教育委員) やはり自分たちのファンづくりもそうですが、知ってもらわないとこの業界も伸びていかないし、よく聞かれるのは、先ほど知事も言われたように、石川県に来れば、金沢に来れば、日本の伝統工芸全てがある、1カ所で全てが体験できる。お茶文化もあり、加賀友禅や塗物や金箔など、多分こんなにそろっている県はないと思いますし、自分たちの育っている、生活している所はこんな所だということを私は知っていただきたいと思っているので、そこら辺は各業界団体みんな喜んで手伝ってくれると思います。

(馳知事) ありがとうございます。高野さん、お願いします。

(高野教育委員) ふるさと学習ですけども、ここに本県の小中学校の取り組みとして学年ごとに書いてあるのですが、これはやはり社会科だと思うのです。実際、ふるさと学習は座学ではなくて本当は体験活動でないと成立しないと思います。ここには出ていませんけれども、例えばカリキュラムを変えて、能登町の小木小では里海科という教科を作ったり、それから卒業するまでに輪島塗体験したり、それらの体験活動がふるさと学習や愛着につながると思っています。

私は過去に自然の家に勤めていたことがあるのですが、金沢方面からコロナ前に、2泊3日で延べ人数で2万人の小学生の子どもが能登に来ていたのです。そこで2泊3日、海でカヌーに乗ったり、自然観察をしたり、また夜にはキャンプファイヤーをしたり、いろいろな自然体験を子どもたちがしていたのです。その後で、子どもたちが2泊3日たって帰るときに、「能登が分かった」「人間関係がつくれた」という感じでした。すごくたくましくなって金沢に帰っていきました。

やはり本当にふるさとを知って、ふるさとを愛するには、自分の目で見て、自分の手で触って、お互いにコミュニケーションを取りながらそれをしない限り、本当の意味でのふるさとの理解が進まないと思います。現在、学習指導要領の関係で時数確保がとても厳しくなっているため、だんだんと2泊3日の体験活動をする学校が何となく減ってきたような感じがします。そのあたり、体験活動はこれだけの意味があるということを教えて、ふるさと学習につなげていければいいなと私は思っています。

(馳知事) ありがとうございます。最後に北野教育長から所感も含めてご意見をお願いします。

(北野教育長) 皆さんからいろいろなご意見がありましたが、やはり眞鍋委員からあったように、そういう成功体験を重ねていけるところがふるさととして誇りというお話もございました。中に体験活動があったり、あるいは実際に体験することができるというよう

なお話もありました。そういうところは多くは小中のレベルでやっていますが、高校でも地域に出て、いろいろな地域のものを知り、お話を伺ってやっていくことをやっていますので、今のご意見も踏まえながらさらにそういうことが進められるように考えていきたいと思っています。

(馳知事) 私からも。これは本当にいい教材なのですよ。私は一度、金沢工大の白木先生とおっしゃったかな、道徳教育に一生懸命取り組んでおられる方から、実は文科大臣のときにも随分と、石川県の道徳教育の教材の在り方や現場との連携、教職員の研修等について教えていただきました。こういう地道な活動を先生方がされていることが、学力テストの全国レベルの高さにも直結していると、私はそう思っています。改めて、地道ではありませんけれどもこういう副読本を使った活動、そして八田與一さんをはじめ鈴木大拙や西田幾多郎など、地道な偉人教育を丁寧に行っていくことは必要だと思いますので、改めてその充実を求めたいというふうに思っています。

時間もありませんので、今度は2点目のひきこもり・不登校の問題について、皆さん方の資料を踏まえた上でも結構ですから、ご意見、提言等を頂きたいと思えます。

では、新屋さんからお願いします。

(新屋教育委員) 不登校について、ここ数年ずっと言われていますが、右肩上がりに増えてきているので、非常に心配な状況だと日々思っています。要因というのは、簡単にこうだということは言えるはずもなく、複雑に絡み合って、複合的な要因だろうと思えます。ここ3年についてはコロナの影響もあると思うのですが、要因のことで7ページに「不登校の要因」ということで分析されていて、先ほど「いじめを除く友人関係」「親子の関わり方」「無気力・不安」が多いということがありました。

これは文部科学省の分析の仕方なのかなと思えますけれども、一番最後のところで、本人に起因するものは「無気力・不安」が断トツで多いのですが、こういう分類・分析の仕方だけではなくて、なぜ本人が無気力になったり不安になっているのかということまで突っ込んでいかないといけないのかなと。アンケート調査なのでなかなか難しいと思うのですが。

私も教員をしていましたので思っているところなのですが、学校というのは授業が大部分です。部活動や学校行事もありますが、何といても授業の占める部分が圧倒的ですから、そのところの課題はあるように思えます。授業が楽しくて、子どもたちが分かって、自分もできるようになったのだという充実感が大事なことなので、そのところを常に念頭に置いていかないと駄目なのかなと思っています。以上です。

(馳知事) これは塩田さんに聞かないといけないのですが、私も実は新屋先生と同じことを思っていました。無気力・不安の要因についての分析、いわゆる背景等ですね。塩田さんも現場におられたから、子どもたちの無気力・不安、なぜそうなってしまっているのかという要因等の分析について解説していただけますか。あるいは文科省に、これは何なのかというふうに質問しましたか。

(塩田教育次長) 文科省に質問はしていないと思います。これは毎年の文科省の累計の中でのアンケートで、この話題はわれわれの中でもいつも出てきます。無気力のところの数字が大きいだけでなく、結局この中身が分からないと対策はできないよねという話はよくしています。ただ、学校現場で、これは教員が見ていてアンケートに答えているわけですが、教員が見ていて無気力の状態を突き詰めて子どもや親御さんに問いかけていったときに、はっきりした原因がそこに求められるかという、これもまた難しい。親御さんも分からない。本人も実は、なぜ行きたくないのか分からないというところがあるので。一部分かるものもあるかもしれませんが、新屋委員がおっしゃるようにここを突き詰めて調査していくというのは、必要ですけどなかなか難しいということは思っています。

ただ、われわれも学校現場にいましたが、新屋委員がおっしゃるように未然防止の部分、やはり学校での居場所づくりというか、自分はここにいていいのだという安心感が学校の中にないと、こういうことは根本的な解決にはなっていないと思いますから、資料でお話ししたように、未然防止の部分と、なおかつ不登校になっている子たちの対応、もう一つは不登校になりかけている子たちの部分ですよね。学校に少し行っているのだけれども、ちょっと引いてしまっているような子たちへの手当ての部分パーツごとに分けて、学校としてきちんと対応していかないといけないと思っています。回答にはならないかもしれませんが。

(馳委員) ありがとうございます。これは文科省の初中局の児童生徒課に、本人の無気力・不安の分析、背景についてちゃんと話せと文句を言ってください。もしできれば。自己紹介してからしゃべってください。

(角田こころの健康センター所長) こころの健康センター所長の角田です。不登校の生徒さんは、対人不安、集団不安を抱えている子が多いのです。不安を抱えているから人と接することに疲れるわけで、疲れることによって無気力になるわけです。この不安が、例えば意地悪な子がいるから、先生が嫌だからという場合もありますし、人全般と接するのが嫌だとなりますと社交不安障害や自閉症スペクトラムという病名が付くこととなります。グラフには、無気力・不安と書かれていますが、逆で、不安が強いから無気力になる、人と接するのが疲れるからエネルギーを失うということとなります。

このデータも、新屋委員から問題があるのではないかということでしたが、ずっと僕もそう思っています。知事も言っておられましたが、大津のいじめ事件で第三者委員会が全く正反対の調査結果を出したという話がありましたけれども、これは文科省が学校に言っさせて出させている調査なので、学校側の視点しか入っていない。子どもの視点がほとんど入っていないのではないかと思います。

だから、第三者委員会がこういうものを調べる必要があって、例えば最近出たものとしては、不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議というものでは、例えばいじめですが、配られているものには0.1%となっていますが、友達のこと嫌がらせやいじめがあったというのが25.2%になっています。そもそも一つ選択するのはおかしいのです。普通は2つ以上あります。そのことも新屋委員が言っておられましたが、個人的な問題と環境的な問題があります。個人的な問題として、性格的にそういう不安になりやすい人、

あるいは発達障害や社交不安障害を持っているような子は、誰かに悪気なく言われた言葉をいじめと捉えて、行けなくなるというのがあるので、25.2%もいじめに遭った方というのは、本当かどうかは別にして少なくとも 20%の子はいじめがあったと思っているのです。だから、不登校の子どもたちの思いをきちんと捉えるところから始めないと駄目かなと思います。なかなか難しいかなとも思いますけれども。以上です。

(馳知事) 角田さん、ありがとうございます。続いて眞鍋さん、お願いします。

(眞鍋教育委員) ひきこもり・不登校の問題に関して、三つほど提言させていただければと思います。

まず一つ目は、外部専門家の活用のところ、スクールソーシャルワーカーの重点配置を考えていただきたいということです。スクールカウンセラーを全公立校に配置しているというヤングケアラーのところのデータがありましたが、スクールソーシャルワーカーの常勤化というのはまだされていないと思います。やはり心の問題を解決するカウンセラーとソーシャルワーカーでは全く役割が違います。特に不登校の小中学生のうち 36%は、学校や教育支援センター、フリースクールといった組織のどこからも支援を受けていないというデータもあります。それは保護者になかなか接触できないような複雑な家庭が増えているからということも言われていますので、これはスクールソーシャルワーカーの専門職の方に介入をお願いすべき事項なのではないかと思います。

第2点目は、不登校児童生徒に対するオンラインでの支援です。デジタル化がもたらす学びの可能性がこのコロナ禍でだいぶ分かってきましたので、やはり不登校児童生徒が自宅で ICT 等を活用した学習活動をできるようにしていくとか、相談支援をオンラインでできるようにしていくことを進めていただければと思います。

第3点ですが、どうしても不登校児の居場所というと何となくフリースクールが皆さん思い浮かぶのですが、フリースクールだけではなく、第三の居場所をつくっていく可能性を考えてもいいのではないかと。先頃も厚生労働省が児童館を中高生にも開放する方針を固めたということで、Wi-Fi を整備して夜間開館をします。児童館の児童厚生員が例えばヤングケアラーの相談にも乗るような感じです。

中学生・高校生の放課後の受け皿が不足しているような問題が出てきておりますので、例えば金沢ですとユースセンターというのを今度民間の人たちが始めるのですが、知事も多分ご存じの NPO 法人のカタリバさんが全国にユースセンターをつくるということで、休眠預金を利用して事業支援を行っていきまして、今は金沢に一つ、珠洲市に一つできるのですが、そういう民間の動きもあります。3 年ほどは多分、事業費が休眠預金から出ますが、ユースセンターにはユースワーカーという専門職を置きますし、そういう民間の活動と連携していくような支援をしていただけるとありがたいかなと思っています。この3点になります。

(馳知事) ありがとうございます。第三の居場所ですね。ちなみにエムザの 3 階の TSUTAYA の隣に第三の居場所のような場所がありますので。エムザに行かれましたら TSUTAYA の隣にあります。ごゆっくりお使いいただきたいと思います。新家委員さん、お

願います。

(新家教育委員) 何かすごいお話で、それが全てなのかなと思いながらお聞きしていたのですが、ひきこもり・不登校、会社でも心の病で休業する、退職する人が増えているわけです。何かの新聞だったと思いますが、先生も休業が増えている。そう考えると、子どもだけの話ではないかと。別に話を大きくするつもりも何もないのだけれども、社会全体の問題として考えていく必要があるのかなと思います。

当社にもこの前、「この子はなぜこうなったの?」と当人とお医者さんと話をした中で、私の耳に入ってきたのは、何となく就活という形で、就職活動をみんなしているから自分もして、その流れの中で当社を受験して合格してしまって、ふと振り返るとなかなか環境になじめないというふうな、何か流されている。20歳を過ぎても、大学生でもそんな子がいるのかなというふうに感じます。

そういう社会なのだろうなという中で、現場の先生には非常に申し訳ないのですが、最近いろいろなところで、やはりコミュニケーションが大事で、コミュニケーションを鍛えなさいという話があって。でも、コミュニケーションがものすごく苦手な子もいる。当社でいうと一日中凶面を描いていてもそれが苦にならないという社員もいて、子ども一人一人にどう対応するかというのがすごく難しいのだろうなという感じであります。その対応として見れば、会社でいうとストレスチェックや産業医との面談などいろいろあるのですが、学校の世界でいうと、先ほど眞鍋さんが言われたようにスクールソーシャルワーカー、カウンセラーなど専門職の方たちと子どもたちの接点を増やして、子どもたちに自分の立ち位置、自分の心の居場所を認識させる、してもらふことしかないのかなという感じがしています。以上です。

(馳知事) 浅蔵さん、願います。

(浅蔵教育委員) 保護者の立場として親御さんたちといろいろな話をする機会があって、不登校になったりひきこもったときに、学校もそうなのだけれども、お母さん一人やお父さん一人が一生懸命するのではなくて、家庭みんなで、両親がそろっている家はお父さんもお母さんも一緒になって、問題解決に取り組んでいるのかなと。もしかして片方だけが一生懸命なのかなというところもちょっとあって。県の取り組みの中に保護者の参加人数というのが書いてありますが、一人親のお家はしょうがないのですが、そろっている家は二人で保護者交流会などに参加してきているのかなというのがあります。

私はこの役になってからいろいろな数字を見ていて、高校は選んで入ってきているのに、卒業できなかったりフリースクールに行ったりという割合がこんなにいるのだなというのがある、そこら辺の解決というか、先ほどの新家さんの話ではないけど、流れに沿ってそのまま進学してしまって、ちょっと自分の思いと違ったというのがあるのかなと思うと、その前の段階で何とかならないかなと思ったりしています。

特に高校まで何の問題もなかったのに、進学していきなり急に子どもがとなると、親もどうしていいのか分からないというところがあって、小さい頃からそうだと、順番に今までの流れもあって対応の仕方もあったのだろうけど、いきなり高校になってそうなくて

ると、親も「あらっ」といったときに、親同士のコミュニケーションが取れるというか、相談できる場所があると心強いことだと思うので、もっと開催の回数も必要に応じて増やしていただきたいという思いで見えていました。

(馳知事) 一つの視点ですが、小中学校の不登校・ひきこもりがどうしても中心ですが、実は高校の不登校の事案というのも、結構現場は大変だと思いますが、高校の先生だった塩田次長、高校の不登校はどういうふうに対応しておられますか。

(塩田教育次長) 不登校になってしまった状況の中では、この資料にもありましたように担任がこまめに連絡を取って、学校との関係が断ち切られないような工夫はしています。ただ、逆に困ったときがあつて、学校が断ち切らないように頑張れば頑張るほど子どもが引いていってしまう。学校を断ち切りたい気持ちが強いのにどんどん先生が入ってきて、先生の声を聞くのも嫌だ、来てもらっても嫌だというケースもかつて経験しました。だから、学校ももどかしい思いがあるのですが、かといって放っておくわけにはいきませんので、学校とすればとにかくこまめに連絡を取るということはやっています。

それからもう一つ、不登校にならないためにということで、類型化したらまずいのかもしれませんが、ちょっと最近気になっているのは、非常に成績が優秀で入ってきたような学校の中で、今までの自分の勉強に関する達成感と実際に入った学校での達成感のギャップにつまづいて、もっとも自分ではできるはずだと思っていたのに実際この高校に来てみたら思ったより自分を出せていない。そこに何か心配を感じて、不安に陥って、不登校になっているケースも目立ってきているように私は感じています。なので、そういったところの結果だけに捉われるのではなくて、努力しているプロセスを教員がしっかり認めてあげるといふか、結果を褒めるのではなくてプロセス、努力している姿を認めてあげる姿勢を、教員の方がどんどん今以上に持って生徒と接していかなければならないのではないかと感じています。

(馳知事) 小中学校と高校で違うのだらうと思うのですが、出席日数の問題と単位認定の問題ですが、これも高校の教員をしていると出席日数が足りないと、義務教育ではありませんからばっさりやらざるを得ないのか、ある程度成績認定の努力を学校側もして、本人や保護者の求めに応じて卒業させているのか。こういったところの大変さはいかがですか。

(塩田教育次長) おっしゃるとおり、学校には内規がありまして出席日数などが関係してきます。やはり基準があるのですが、最近の傾向から言うと、生徒の特殊性を考えてかなり幅を持たせて進級を認めたり、卒業を認めたりすることはありますし、どうしても足りない場合は補講したり、学校は本当に精いっぱい、少なくとも切るということが前提ではなくて、この子たちを進級させる、卒業させることを大前提にわれわれは何ができるのかということで、学校の中で協議して対応している、これはちゃんとやっております。

(馳知事) ありがとうございます。高野先生、お願いします。

(高野教育委員) ひきこもりの原因というのは不登校が19%になります。そう考えてみたときに、平成25年までは不登校は横ばいだったのですが、ここ10年間右肩上がりが増えていきますから、15歳から25歳までの10年間の若者のひきこもりというのは、先ほどの計算でいくと当然減るわけがないと思います。だから、ひきこもりを減らすには小中学校の不登校の数を初期段階で減らしてしまわないと、どれだけ社会人になってからひきこもり対策をしたとしてもなかなか追いつかない。

それで、この資料で見ると小学校に対して中学校はかつて3倍いたのですが、今は小学校と中学校を見ると2倍ぐらいなのです。いかに小学校が増えてきたのかということが分かりますから、小学校の早い段階で不登校をなくすことが将来的にひきこもりを減らすのなと思います。

それで、ここに対策がたくさん書いてありますので、網羅的にここで話しても何ですので、2点だけお話ししたいと思います。

1点目は、石川県はすごく学力が高いのですが、他の県と比較して不登校の数は小学校・中学校は全県で見ると3分の1になります。ところが、隣の福井県は全国的に見ると1000人に対して不登校の割合は全国で一番下の47番目だと思います。なぜ同じ北陸にいて、同じ学力が高いのですが、福井県はこんなに低くて、石川県は高いのかということはずっと疑問に思っています。だから、そのあたりもいろいろ調べてみて、アセスメントが違うのか、それとも登校刺激が違うのか、ちょっと調べてみて、生かすところがあったら生かした方がいいのではないかと思います。

2点目は、先ほどフリースクールの話があったのですが、どちらかという学校は不登校の子どもをずっと抱えて、学校の問題なのではないかというケースでは学校で対応しようとして子どもをずっと抱えている部分があるのです。そのあたり、保護者とよく相談して、本当に学校に原因があると考えたら、学校の所在地であったり、学校の規模も考慮しながら、もう少し転校という部分を緩くというか、転校の選択肢をもっと進めていい場合は進めた方が不登校が減る可能性があるのではないかと感じます。以上です。

(馳知事) 転校のハードルは、校長としても高く感じますか。

(高野教育委員) 校長としてはやはり、自分の学校で何とかしたいという、この学校が悪いから不登校になったと思いたくない部分もありますし、親に対して「他の学校に行つて」とは校長としてはなかなか言いにくいところがあります。ただ、フリースクールと同じように、転校は子どもにとって一つの手段かなと思うところはあります。

(馳知事) なるほど、ありがとうございます。この問題でコメントをぜひ。木谷さん、警察本部人身安全・少年保護対策課長という立場ではありますが、木谷さんからコメントをお願いしたいと存じます。

(木谷警察本部人身安全・少年保護対策課長) 警察の立場からいいますと、ひきこもりや不登校につきましては、原因の中にも若干ありましたが、いじめやそれ以外の子ども同

士のトラブルといったものに起因するような場合もあります。警察の方で子どもさん本人や親御さん、その他の方々からそういった話を受けた場合、警察としてはそこに犯罪性があるようなものにつきましては、子どもさんや親御さんの意見も踏まえながらしっかりとそういった事件を踏まえた対応をしていきますし、必要に応じて学校関係者等とも情報を共有しながら対応しているところでありまして、ひきこもり・不登校について必要な情報は学校と情報共有しながら連携してこれからも対応してまいりたいと思っております。

(馳知事) ありがとうございます。いじめの事案も含めてお話しいただきました。これは校長出身の高野さんに聞きたいのですが、私は文科省にも申し上げたのですが、出席停止措置の運用をもっと緩やかにして、相談していたら、出席停止措置をうまく使って、現場の子ども同士の間関係の改善とか、教職員も負担をたくさん抱えているので、管理職が負担を軽減する上での出席停止措置、保護者にも納得いただかなければいけないのですが、もうちょっと運用を緩やかにして、出席停止措置を使ってもいいのではないかと思います。実はいじめ防止対策推進法を作るまで、日本全国で年間2件か3件しか報告が上がっていないのですよ。もうちょっとやりようがあるのにと感じていたのですが、現場にいてどうですか。

(高野教育委員) 私はいじめや暴力行為で出席停止措置をしたことが1回あるのですが、非常に難しかったです。やはり子どもは教育を受ける権利がありますし、保護者の理解というのは、うちの子はいじめていないという認識がありますので、なかなか理解が得られなくて、本当に短い期間でしたがかなり苦労しました。出席停止にすると指導ができないので、教員がうちに行って、停止させた部分の学習を補充しなければならないので、なかなか簡単に出席停止はできなかった記憶があります。

(馳知事) ありがとうございます。昨年国会で、懲戒をかけたらいいではないかという議論、法制化しようとする動きがあって、私は国会にはいなかったのですが、いきなり懲戒ではないだろうと。出席停止措置の運用で、保護者や子ども同士の間関係に亀裂を生じさせるような対応はできる限りやめた方がいいというふうに対応したことが昨年ありました。改めてこうした事案に、教職員だけではなくスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が第三者として、第三者の専門性のある方の関わり方も検討していく必要があると思っております。

時間も時間ですので、最後に。新屋さん、どうぞ。

(新屋教育委員) 今の不登校のことで、ちょっと調べてメモしてきたものがあるのですが、不登校の施設、フリースクールであるとか第三の居場所という話が先ほど出ていましたが、ちょっと調べていたら、全国で不登校特例校が現在21あって、首都圏に半数くらいあるようです。そこは特別なカリキュラムで、多分ゆったりしたカリキュラムでやっているのだらうと思います。うまくいっているのかどうかまでは分からなかったのですが、石川県は南北に長いので、どこにつくるかという課題もあるし、すぐには無理だろうと思うのですが、そういったことも研究の対象にはしていいのではないかと思います。最初に私

が言いましたが、学校の先生方も子どもも何か余裕がないというか、忙しいというか、近年はカリキュラムが非常にタイトになっている傾向があるのではないかとと思うので、実現は難しいかもしれませんが、不登校特例校をつくれないうとしたら、そういうのを一般的なカリキュラムにしていくようなことも、かなり難しいと思いますが国の方で検討してもらったらいいと思います。以上です。

(馳知事) 今のご指摘は別に石川県でやろうと思えばできるのですが、不登校特例校設置について何か検討しているという状況はありますか。北野教育長。

(北野教育長) 不登校特例校は、基本的には小学校・中学校でということになると思います。先ほど高校の話もありましたが、高校の先生方はそのまま進級できたり卒業できたりするようにいろいろ一生懸命やっていますが、必ず変わらずにやらなければいけないということではないものですから、進路変更するというお子さんもいらっしゃいます。

制度的にはできる部分はありますが、小中は義務教育ですので、しっかり学校に通うという形の中で、不登校のお子さんの多い所に不登校特例校をつくるということについては、私どももどうかと、あるいは市町でどうかということは、基本小中ですから市町ということになると思うのですが、そういうことについては今ほどご指摘があったように、最近つくっているところも出ていますので、検討には至っていませんが研究については少ししている状況です。また市町においてもそういうことは研究していらっしゃると思っています。

(馳知事) 不登校特例校の設置等については、一つの重大な課題として研究を県としてもした方がよいと思っています。私も京都の洛風中学校に参りましたが、不登校特例校があることによって京都府教育委員会の意識も変わりました。京都市で門川市長がおつくりになったのですが、改めて不登校特例校について県としても研究してみる余地はあると思っています。

最後、ヤングケアラーについて参りたいと思います。ヤングケアラーの資料も説明いただきましたので、これは最初に福村中央児童相談所所長の方から現状についてのコメントを頂きたいと思います。

(福村中央児童相談所所長) 中央児童相談所所長の福村でございます。相談の中でヤングケアラーの発見というところも、数としては今は多くはないのですが、現実的にはあります。ただ、子どもたちは自分の家庭しか知らないものですから、現在の状況がヤングケアラーに当たるのかどうか、今やっていることが当たり前だというふうに感じている子が少なくないように思います。そんな中で、自覚がないと自らサポートを求めることも非常に難しいと思いますし、家庭のことを知られたくないと思っているお子さんもいます。そういう意味では、早くに見つけてしっかりと話を聞くような体制をつくっていくことが非常に大事なことだと思っています。

それと、子ども自身はケアをしたくないわけではなくて、負担になっていても大切な家族のために自分からケアしたいという思いがあることは事実かなと思っています。ですの

で、しっかりと見つけて聞いた後、支援につないでいかないといけないのですが、つなぎ方ですね。ケアすることを否定されると、自分のしたことが否定されたように思ってしまったら、あるいはケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多くて、家族が責められることで子ども自身も傷つく可能性もあるので、そこは丁寧な形で支援につないでいくことが大切なのかなということを現場の中では感じているところです。以上です。

(馳知事) ありがとうございます。では、新屋さんからお願いします。

(新屋教育委員) ヤングケアラーという言葉自体が最近のことで私もあまり知らなかったのですが、先ほどの説明で大体分かりました。数は多くないというお話もありましたが、5ページの1日当たりの世話に費やす時間というデータのところで、3時間から6時間、7時間以上という、何人ぐらいに当たるのか分かりませんが、少ないとはいえこんなに時間を取られている子どもたちがいることは非常に問題なので、そういった子どもに対する早期発見と支援が非常に大事なことだと思いました。以上です。

(馳知事) 眞鍋さん、お願いします。

(眞鍋教育委員) 先ほど不登校・ひきこもりのところで申し上げたように、スクールソーシャルワーカーをぜひ手厚く配置して、福祉的な制度の中でケア、サポートしていけるような体制に持っていくのがいいのではないかと考えております。

それから、ヤングケアラーという言葉が問題として最近構築されたわけですが、そのことによって子ども自身がスティグマ化するということですか、負のレッテルが貼られてしまうというか、「あの子、ヤングケアラーの子や、かわいそうな子や」みたいな感じで同級生から思われると、かえって居場所がなくなってしまうことがあるのではないかと思われます。それから、先ほど児相の方がおっしゃったように、例えばケアを受けている家族を悪く言われたくないとか、やはり子どもの心に寄り添う部分もあって、そうするとカウンセラーの役割も大きいかもしれません。

それから介護や家事労働という具体的なことに時間を取られているように思うかもしれませんが、いろいろなデータを見ていると、感情面のサポート、例えば父母が精神疾患を患っていて、感情面でサポートしているようなお子さんというのは、自分が好きなことをやっている時間も常に家族のことが気になっていたり、心配したりするという状況にありますので、ヤングケアラーに関しては単純な問題ではないような気がします。そこは、先ほど各種いろいろなところで研修を行っているということでしたが、1回限りではなくきめ細かく研修等をやって、周りの大人の知見も増やしていくように努力していただければと思っています。以上です。

(馳知事) 新家さん、お願いします。

(新家教育委員) 6ページの表を見ながら先ほどから感想を見ていたのですが、ここ数

年、もっと前かな、共働きの家庭が増えてなかなか家庭だけで子どもを育てるのが難しい環境になってきているので、地域で子どもを育てるという考え方に移ってきていると思うのです。そう考えると、言葉はあれなのですが、問題のあるヤングケアラーをどうやって見つけ出すかということからすると、やはり地域の民生委員・児童委員の役割が大きいのかなと思っています。ただ、民生委員・児童委員も、最近町内会の役割だと思うのですが、なかなか町内会活動ができない場合も多々あるように聞いていますから、この辺のやり方をどうやっていくか、どうやって仕組みを作っていくのか、それがテーマかなと感じています。以上です。

(馳知事) ありがとうございます。浅蔵さん、お願いいたします。

(浅蔵教育委員) 本当に支援の必要なヤングケアラーをどうやって見つけていくかが一番大事で、この表を見ていると幼いきょうだいの面倒を見るという、そこもヤングケアラーに入ってしまうのかなという、その線引きが難しいなと思って見ていたので、本当に勉強もできない、部活動もできないような、本当に問題のある子たちを見つけていくことが本当に大事かなと思います。

(馳知事) ありがとうございます。続いて高野さん、お願いします。

(高野教育委員) 先ほどから話の出ている、問題のあるヤングケアラーというのは、どこからが問題のあるヤングケアラーで、どこまでが家族の世話かというのが非常に曖昧で、過去に児童虐待防止法で虐待の四つの提示がされて、親のしつけという名前で体罰したらそれは暴行であり傷害であるというふうになって初めて規制がかかるというか、改善された部分もあるので、支援体制がはっきりしていないのに法律でどうこうというのは、少し問題があるかもしれませんが、やはりこの部分は明確に法律でも条例でもしっかりと周知も含めて制定していく方向はないのかなというふうに思います。以上です。

(馳知事) 高野さんのご指摘は、私はとても重要だと思います。ヤングケアラーという言葉が皆さんも私も認識し始めたのはこの数年のうちでありますので、ヤングケアラーの定義、事情、背景、支援の在り方というのは丁寧に取り組んでいった方がいいと思います。そういう意味で新年度の予算に向けても、まず実態の十分な把握、そして誰一人取り残さない社会をつくっていくという観点からの取り組みをしていきたいと思っています。

ありがとうございます。ご協力いただいております。12時前に大体終わりました。今年の総合教育会議についても今後また対応していきますが、私自身は問題意識を二つ持っております。特色ある公立高校の教育の在り方、私も報道の皆さんに何度も申し上げておりますが、現状の県内の公立高校の統廃合は全く考えておりません。と同時に、そうはいうものの、高校を地域の中核的な施設、子どもたちの教育の場としてどのように有効に活用していくのか、ここは改めて考えていく必要があると思っています。

もう一つは、LGBTQの問題。私も立法化に向けて取り組んでおりましたが、実は思春期のLGBTQの問題は、調査報告によると残念ながら自殺念慮が極めて高うございます。経

済界の皆さんは、逆に LGBTQ の方々に対して、金融関係もそうですし、アーティストと
いますか芸術関係もそうですが、非常に才能のあるタレント性を認めて採用されている
企業もあります。改めて、日本社会というか、わが石川県においても LGBTQ の問題につ
いて、人権尊重の観点を中心に置きながらも、誰一人取り残さない社会、その原点は教育
現場にもございます。2015 年、2016 年と実態調査を全国で行っていますが、それからもう
7 年たちました。改めてこの課題について、総合教育会議においても検討、意見交換をし
たいと思いますので、次回に向けて準備をお願いしたいと思っています。

その他として、何かご意見ありましたら伺いたいと思います。どうでしょう、北野教育
長。

(北野教育長) 特にございません。

(馳知事) これをやろうというものはないですか。

(北野教育長) 何もありません。

(馳知事) 新屋さん。

(新屋教育委員) 今回のテーマと重なりますが、やはり不登校がどんどん増えてきてい
る。この対応を常に、考えても考えてもこういうことになっているのでなかなか難しいと
思いますが、何か考え続けられないいけないかなと思っています。

(馳知事) 眞鍋先生。

(眞鍋教育委員) 私は知事から今頂いた二つの課題に非常に興味を持っております。特
に最初の特色ある高校教育ということで、高校魅力化の問題について少し議論ができれば
なと思っています。

(馳知事) 新家さん。

(新家教育委員) 私も特色ある公立高校とはどうあるべきなのかというのは非常に興味
があるところです。

(馳知事) 浅蔵さん。

(浅蔵教育委員) 特色のある公立高校、よくラジオでアナウンサーと高校生が現状のや
りとりをしているのを聴いていて、割とみんなそれぞれいろいろな取り組みをしているの
だなというのがあるので、そこをもっと公立高校でも取り入れられたらいいと思っていま
す。

(馳知事) 最後に高野さん。

(高野教育委員) 前回 CBT の件に関してちらっと話があったのですが、CBT に関して何か話ができればいいかなと思っています。

(馳知事) いいですね。文科省は、実はやれやれと言って準備しているのですが、タイムスケジュールが出てきていませんから、CBT についても、特に吉丸さん、本省とも打ち合わせをして、タイムスケジュールや課題について整理してください。次回の議題にぜひ入れたいと思いますので、お願いします。

以上、私の方の司会進行はこれで終わりますので、澁谷さんに戻します。

5 閉会

(澁谷総務部長) 本日は、長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして石川県総合教育会議を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。